

2004年8月2日

渇水調整ルールの見直しは慎重に

佐川克弘

第3回ダムWGで、河川管理者は「淀川水系の水需要計画の見直し」と題する資料を提供いたしました。(資料1-2)

その資料p6の「5の(4)渇水調整ルール」に見逃せない記述があります。すなわち

- ・ 利水者の水源確保への努力や漏水防止など節水への努力は渇水時において報いられるべきもの
- ・ 現行では渇水時の取水制限は過去の実績取水量に対する一律の比率で行っており利水者ごとの努力の度合いが反映されていない

とあります。筆者が気になる問題点を以下に述べます。

(1) 利水者の水資源確保への努力をどのように判定するのでしょうか。

例えば京都府営水道は丹生ダム、大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発から、唯一撤退を表明していない利水者で、他方大山崎町に対して、その自己水源(地下水)の使用実績を上回る府営水(水源は日吉ダム)を引き取らせる“協定”を締結している利水者でもあります。

この場合京都府営水道は「水源確保に努力」しているのでしょうか。あるいは大山崎町の自己水を圧殺してまで)ダムの水を使わそうとしているのだから「節水に努力していない」のでしょうか。

もうひとつ例を挙げます。河川管理者の資料(第3回ダムWG資料1-3)によれば淀川(下流)において最大の利水者は大阪市で権量は $30.976M^3/S$ 、最少の利水者は寝屋川市で権量は $0.160M^3/S$ です。この場合は大阪市は寝屋川市よりも「水源確保に努力」していることになるのでしょうか。或いは今後のダムに参画しなければ「水源確保に努力」していると評価しないのでしょうか。

(2) 節水への努力をどのように判定するのでしょうか。

筆者の知る限りタテマエとして節水を呼びかけていない水道事業者はないと思います。しかし漏水防止に努める水道事業者は果たして「節水」のために努力しているのでしょうか。答えはYesでもありNoでもあるのではないのでしょうか。たしかに河川管理者から見れば答えはYesでしょう。しかし水道事業者は有収率を上げるために努力しているのであって節水のために努力しているのではないと言えるのではないのでしょうか。

大阪市は一日標準給水能力 $2,430千M^3$ に対してH14年度の一日平均給水量の実績は $1,360千M^3$ 、一人一日平均給水量は519リットル(寝屋川市は327リットル)でした。この場合権量に対して実需が少なかったから大阪市の「節水努力」を評価するのでしょうか。或いは一人一日平均給水量が少なければ「節水努力が足りない」と判定するのでしょうか。企業・デパート・歓楽街などを抱える大阪市と“衛星都市”とを一人一日平均給水量のモノサシで単純比較することも出来ないのではないのでしょうか。

「節水努力の判定基準」を設定することは簡単ではないと思います。